税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑③〕消費税その41

輸入取引に係る消費税の取り扱いについて

Q. 当社は、このたび海外から商品を仕入れることになりました。そもそも輸入取引には消費税はかかるのでしょうか？またその概要を教えて下さい。

A. 保税地域から引き取られる外国貨物、いわゆる輸入品には、原則として消費税がかかります。

この外国貨物を保税地域から引き取る者は、原則としてその引取りの時までに輸入申告書を提出し、消費税を納付しなければなりません。なお、外国貨物の引取りについても、別途地方消費税が課税されます。

課税標準

外国貨物の課税標準は、関税課税価格いわゆるCIF価格（注）に消費税以外の個別消費税の額および関税の額に相当する金額を加算した合計額です。輸入品を引き取る取引が対価性のない取引（無償取引）であっても消費税が課税されます。

㈱ CIF（Cost Insurance and Freight）価格とは、インコタームズ（国際貿易取引条件）のひとつで、運賃、保険料込み条件の貿易価格をいいます。CIF価格は、本船渡し条件価額であるFOB（Free on Board）価格に仕向け地までの運賃と保険料を加えた価格をいいます。

納税義務者

輸入品を引き取る者が消費税の納税義務を負います。したがって、免税事業者はもとより、個人事業者でない給与所得者等であっても、輸入品を引き取るときには納税義務者となります。

輸入品を引き取る取引については、事業者が事業として対価を得て行った取引（事業取引）でないとしても消費税が課税されます。

申告等の方法

輸入品を保税地域から引き取ろうとする者は、原則として、品名、数量、金額等と消費税額などを記載した申告書を保税地域を所轄する税関長に提出し、引き取るときまでに消費税を納付しなければなりません。ただし、税関長に納期限の延長についての申請書を提出し、担保を提供すれば、担保の額の範囲内の消費税額について、最長３か月間の納期限の延長が認められます。

輸入取引に係る消費税の納税地は、課税貨物を引き取る保税地域の所在地（その保税地域を所轄している税関の所在地）となります。外国貨物の引き取りに係る納税地は、国内取引に係る納税地（個人の所在地若しくは法人の本店又は主たる事務所の所在地）と同一の場所にはなりません。

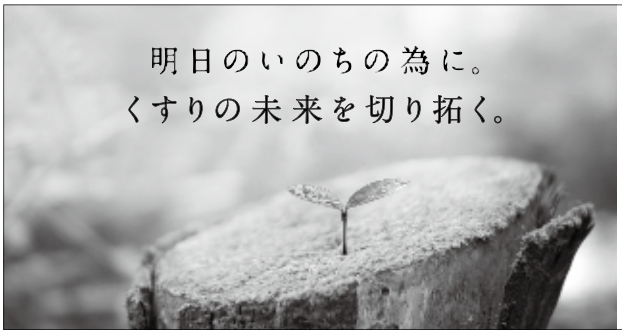
根拠法令等　消法4、5、26、28、47、50、51、消基通 5-6-2

輸入取引に係る輸入手続を委託した場合の仕入税額控除の取扱いについて

Q. 当社は、米国のＡ社から製品を購入するに当たり、その輸入を国内のＢ社に委託することにしました。当該製品の輸入取引に際しては、当社が仕入書上の荷受人となり輸入貨物の引取り者（輸入者）として輸入申告を行うこととなりますが、Ｂ社は、輸入代行者として当社に代わって申告手続を行うとともに、当該製品の保税地域からの引取りに係る消費税（以下「輸入消費税」といいます。）を一時的に負担し、後日、当社からＢ社に対して、輸入消費税相当額を支払うこととしています。

この場合、当該製品に係る輸入消費税については、消費税の課税事業者である当社又はＢ社のいずれにおいて仕入税額控除の対象とすることとなります

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。
KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

か。

なお、当該製品の輸入は、関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づき、いわゆる限定申告※が必要となるものではありません。

※　消費税法基本通達 11−１−６（実質的な輸入者と輸入申告名義人が異なる場合の取扱い）をご参照ください。

A．貴社の消費税の確定申告において、当該製品の輸入消費税を仕入税額控除の対象とすることとなります。

（理由）

消費税の仕入税額控除の対象となるのは、国内において行う課税仕入れのほか、保税地域からの課税貨物の引取りがあります。この保税地域から引き取った課税貨物に課された又は課されるべき消費税額について仕入税額控除を受けるべき事業者は、消費税法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定に基づき、当該課税貨物を引き取った者、すなわち輸入申告を行った者になります。

そして、輸入取引により貨物が輸入される場合で、限定申告が必要となるものでない場合等には、仕入書等に記載されている荷受人が輸入申告を行うこととなります（関税法基本通達６－１(1)）。

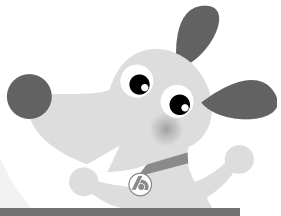
したがって、照会の輸入消費税に係る仕入税額控除は、輸入申告者である貴社が行うこととなり、輸入代行者であるＢ社において行うことはできません。

関係法令通達　消費税法第30条第１項

（税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

キャッシュレス納付をご利用ください

＼簡単・便利／



国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

おすすめ ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。

こんな方におすすめ
- □ e-Taxで申告等をされている方
- □ 毎月の源泉所得税など、納付する機会が多い方

振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

BANK

こんな方におすすめ
- □ 申告所得税の予定納税や個人消費税の中間申告がある方
- □ 個人事業主で毎年申告している方

インターネットバンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。

こんな方におすすめ
- □ e-Taxで申告等をされている方
- □ インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用されている方

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。
※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

こんな方におすすめ
- □ クレジットカード決済をよく利用されている方
- □ ダイレクト納付やインターネットバンキングに対応する口座をお持ちでない方

スマホアプリ納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

こんな方におすすめ
- □ スマホ申告をされた方
- □ 普段からPay払いを利用されている方

法人会

法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ
キャッシュレス納付　検索